

令和5年度鹿児島市立病院職員T-S P O T検査業務委託仕様書

1 検査項目 T-S P O T検査（インターフェロロン γ 遊離試験検査）

2 検査件数 約280件（件数は多少の変動あり）

3 業務の概要

令和5年10月24日（火）から27日（金）まで鹿児島市立病院において実施する鹿児島市立病院職員健康診断（以下「健康診断」という。）の採血によって得られた検体に対し、1の検査を行う。

4 採血の実施業者

一般社団法人 日本健康倶楽部鹿児島支部

住所：日置市伊集院町妙円寺一丁目72番8号

電話：099-273-5591

担当：健診事業部

5 業務の実施要領

- (1) 採血に必要な容器（スピッツ）は、鹿児島市立病院（以下「発注者」という。）が準備する。
- (2) 受託業者は、検体の受け取りの際において、採血の実施業者及び発注者の担当者と十分に協議し、検体に異常がないように十分な配慮の下に受託業者の検査施設へ搬送すること。
- (3) 検体の受け渡しの際、新たな費用が発生する場合は、受託業者が負担すること。
- (4) 検体の受け取り及び発送、照会に対する回答等は、迅速に行うこと。
- (5) 検査結果報告後2週間以上検体を保存すること。
- (6) 検査に係る帳簿類及び検査結果の様式については、発注者の指示に従うこと。
- (7) 検査結果は、容器に添付された職員識別番号と発注者が提供した職員データとをマッチングさせたいで帳票及び電子データで発注者に報告すること。また、検査データの授受に際しては、ウイルスの侵入防止対策をとること。
- (8) 検査結果は、令和5年11月30日（木）までに発注者へ提出すること。
- (9) 発注者が指示する日時までに業務が終了しなかった場合、契約内容についての臨時的検査に不合格となった場合及び債務不履行の場合において、発注者が行う契約解除又は損害賠償の請求に対し、異議を申し立てないこと。
- (10) 当業務に係る情報について、第三者に閲覧されることがないように、鹿児島市個人情報保護条例及び個人情報保護に係る関係法令等を順守し、適切な管理を行うための必要な措置を講じること。また、当該受託業務の履行に必要な一切の情報について、外部に漏えいすることがないように、厳重な措置を講じたうえで業務を遂行すること。